

第9章 観測通報及び公表

第1節 雨量の観測通報

県は、水防情報テレメーターシステムにより、雨量の状況を水防関係機関に提供する。

第2節 水位の観測通報（法第12条）

県は、水防情報テレメーターシステムにより、水位の状況を水防関係機関に通報する。

第3節 異常の高潮及び波浪の通報（法第12条）

水防管理者又は量水標（潮位）管理者は、潮位、又は波浪の変動を監視し、異常を発見したときは遅滞なく所轄土木事務所長及び港湾事務所長に通報する。この報告を受けた土木事務所長及び港湾事務所長は、直ちに県水防本部に通報する。

※ 国土交通省「川の防災情報」のホームページ等を利用して国土交通省が所管する雨量・水位情報の把握にも努める。

第4節 河川水位・雨量情報の公表

1 県が行う情報の公表

県が管理する河川の水位、雨量及び洪水予報発表状況について、インターネット、携帯電話及び河川課テレホンサービスにより公表する。

(1) インターネットによる公表

雨量情報（雨量状況図、雨量現況表、雨量一覧表、雨量グラフ）

水位情報（水位状況図、水位現況表、水位一覧表、水位グラフ）

洪水予報発表情報（利根川水系 桜川氾濫警戒情報）、避難判断水位到達情報、

氾濫危険水位情報

茨城県土木部 雨量・河川水位情報

<http://www.kasen.pref.ibaraki.jp/>



(2) 携帯電話による公表

雨量情報（雨量現況表，雨量一覧表）

水位情報（水位現況表，水位一覧表）

洪水予報発表情報（利根川水系 桜川氾濫警戒情報）



(3) 河川課テレフォンサービスによる公表

水位情報（水位現況）

茨城県河川課テレフォンサービス

茨城県	029-301-6312
	029-301-6314
	029-301-6362
	029-301-6364

2 国が行う情報の提供

(1) 国土交通省「川の防災情報」による提供

雨量情報（雨量状況表，雨量グラフ）

水位情報（水位状況表，水位グラフ）

河川氾濫警戒情報・水防警報等

国土交通省「川の防災情報」

<http://www.river.go.jp/>